

徳島市監査委員告示第24号

令和2年度に実施した財政援助団体等監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和3年5月6日

徳島市監査委員	尾	田	正	則
同	藤	原		晃
同	岡	南		均
同	岸	本	和	代

徳島市監査委員 殿

徳島市長 内藤 佐和子

令和2年度財政援助団体等監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果（令和3年3月31日報告分）に基づく措置状況

健康福祉部

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>1 自主事業の一部に市長の事前承認を得ていないものがあった。</p> <p>2 所管部課では、指定管理料の支出に係る年度協定書締結の決裁権者が適正でないものがあった。 (有限責任事業組合 リフレ)</p>	<p>1 自主事業に係る事前承認申請を行うよう指定管理者に指導しました。今後は、徳島市生涯福祉センター管理運営業務要求水準書、地方自治法及び公有財産規則に基づき適正に処理を行います。</p> <p>2 今後は、事務決裁規程に基づき適正に処理を行います。</p>